1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報 保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を 要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを 含むことが適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報 の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個 法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人 情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載すること が適当。
- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の 保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣 旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 〇 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、 個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当。

3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べることができることとすることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工 情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合 には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 〇一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱 事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の 作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイル かどうかの判断を行うことも考えられる。

4 その他

- 罰則 オンライン結合 地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 情報公開条例の見直し

※「条例改正のイメージ」を参考資料として添付